

射水市 農業委員会だより

第 18 号

令和5年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685



ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 堀 正

射水市農業委員会だより第18号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、春には好天に恵まれたものの、夏場の日照不足が心配された中、県内のコメの作況指数では「平年並み」、一等米比率では県下トップクラスの高水準となりました。また、長引くコロナ禍も、徐々に感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた動きがみられるようになってきました。

一方で、ロシア・ウクライナ情勢や円安などの国際情勢の影響を受け、肥料や燃料の高騰が農業経営に大きな打撃を与えた一年でした。

このような中で、「地域計画」の策定をはじめとする新たな施策が盛り込まれた、農地関連法の改正法が昨年5月に成立しました。農業経営基盤強化促進法の改正において、「地域計画」は令和6年度末までに地域ごとに策定することとされており、今年は、農地の耕作者の意向把握調査や地域での話し合いを進めていくことになります。計画の策定にあたっては、これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一丸となって話し合うことが不可欠です。

農業委員会といたしましては、地域の皆様、市、関係機関と協力し、スムーズに計画が策定されるよう、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

目 次

- 1 P 会長あいさつ
- 2~3 P 農業委員会活動報告
- 4 P 「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります
- 5 P 農業委員会からのお知らせ
- 6 P 農業委員会委員及び担当地区
- 7 P 農業者年金で安心で豊かな老後を!
- 8 P 農地参考賃借料について 農作業標準料金・賃金について

農業委員会活動報告

富山県農業委員会研修大会

令和4年11月16日(水)

アイザック小杉文化ホール「ラポール」で開催され、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会職員ら約300人が参加しました。

大会では、（一社）全国農業会議所専門相談員の澤畠 佳夫 氏から「思いをカタチにできる農業委員を目指して！」と題して、農業委員会の役割についてや地域での座談会の進め方について説明がありました。

また、農地利用の最適化の活動を通じて、持続可能な農村社会の形成を目指すための取組について申し合わせ決議を採択し、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動」を推進していくこととなりました。



農業委員研修会

令和5年2月2日(木)

今年4月の農業経営基盤強化促進法等の改正法の施行に向けて、今後の活動への理解を深めるため、農業委員会研修会を開催しました。

研修会では、富山県農林水産部農業経営課の山本主任から「地域計画策定に向けた今後の取組」について、一般社団法人富山県農業会議の柳澤主任からは実際にタブレット端末を操作しながら「タブレット端末の活用」についての説明を受けました。

将来にわたって地域の農地が適正に利用されるために、農業委員に期待される役割を再認識するとともに、今年からスタートする「地域計画」の策定に向けた活動を確認する有意義な研修となりました。



未相続の農地はありませんか？

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和3年4月に成立し、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。義務化の施行日（4月1日）前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

【相続登記申請の義務化の主な留意点】

- 義務化の対象者 相続等により不動産を取得した相続人（施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます）
- 申請義務の履行期間 相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（義務の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）
- 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合 10万円以下の過料

※詳しくは法務局にご確認ください。

相続登記の手続をしないまま時間がたつと、相続権のある人が増え、登記の手続に時間も費用もかさんでしまいます。また、農地が未相続のままになってしまうと、誰の農地かわからなくなったり、売買や賃借の手続が進まず、遊休農地となってしまう可能性もあります。早めに法務局での相続登記を行いましょう。相続登記の一連の手続は司法書士などの専門家に依頼することもできます。

また、法務局で相続登記を行った後は、農地のある農業委員会にも相続の届出をお願いします。農業委員会への所有権移転届出の様式は、射水市のホームページからダウンロードすることもできます。

農業者年金を受給されている方へ 受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年確認するためのものです。5月末ごろに農業者年金基金から用紙が送付されますので、必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会（大島分庁舎1階）へ忘れずに提出してください。なお、提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。



週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円（消費税込）

- 農業及び農政の現状を中心に、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。
- 地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事も充実しています。

購読の申込みは農業委員会事務局まで

発行所 全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
電話 03-6910-1130

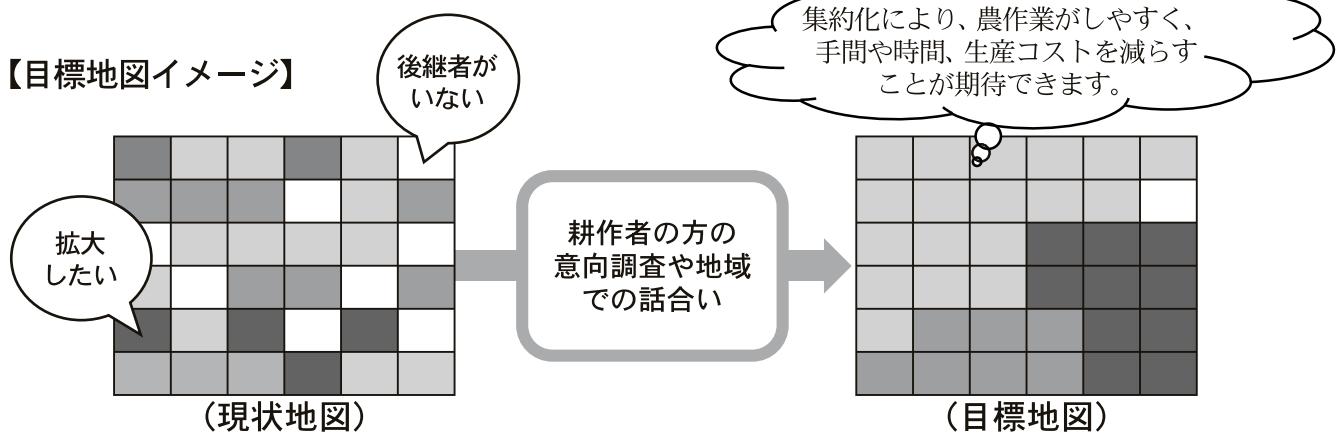
「人・農地プラン」から「地域計画」へ 変わります

農地の集約化等に向けた取組を加速するため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、それに伴い「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。

「人・農地プラン」や「地域計画」ってなに？

「人・農地プラン」とは、地域のみなさんの話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域の農業の将来のあり方等をまとめた計画です。法律の改正により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成することになります。

【目標地図イメージ】



どうやって作るの？

令和7年3月末までに「目標地図」を含む「地域計画」を作成する必要があります。今年から、意向調査や地域での話し合いを順次実施していきます。地域農業の将来をみんなで共有し、一緒に取り組むことが必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

耕作者の方への 意向調査

令和5年3月に郵送で
配布しました

地域での話し合い・ 目標地図の素案作成

令和5年の夏ごろから
順次開始予定

結果のとりまとめ・ 計画の策定・公表

令和6年度予定

農地の転用手続きや相続等で
お困りの方は ご相談ください。
毎月第2・4金曜日には
無料相談会も実施しております。



行政書士は、頼れる街の法律家。

富山県行政書士会射水支部

0766-54-5341

(受付担当：仙波)

大型特殊自動車免許が取得できます！

農耕トラクターに農作業機を装着すると、
大型特殊自動車免許が必要になる場合があります。

富山県公安委員会指定

富山県第一自動車学校

〒939-0274 富山県射水市小島715番地
(大島分庁舎南側)

TEL 0766-52-0722 FAX 0766-52-5461

農業委員会からのお知らせ

毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。

耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力ををお願いします。

農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切 （土・日・祝日の場合はその前日）

※ 期限厳守でお願いします。

※ 市街化区域内の農地の転用の届出については随時受け付けます。

総会日程 每月6日前後

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。

いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

お問合せ先 射水市農業委員会事務局 (TEL 0766-51-6685)

農業委員会委員及び担当地区 — 農地に関する相談は農業委員に!

会長 堀 正 会長職務代理者 土合 正夫 任期: 令和5年12月17日まで



新湊・塚原
(国道8号北側)

金
賢志



片口・七美

森
敏朗



本江・海老江・堀岡

栗山
信治



作道(作道・野村・布目・
高木・殿村)

明石
茂



作道(津幡江・久々湊・
沖・今井・鏡宮)

有沢
敏博

《新湊地区》



金山

高口
宗範



池多

北田
幹夫



戸破

末永
久義

《小杉地区》



塚原
(国道8号南側)

白山
一男



新湊・塚原
(国道8号北側)

《帶刀真理子》



黒河

城石美枝子



黒河

土合
正夫



大江

竹内
正治



橋下条

山崎
善夫



三ヶ

永森
薰



水戸田

堀
正



鶴田(新田・松原・宮新田・
山ノ谷・大久保・竹原・
梅木・荒町)

高橋
吉博



鶴田(牧田・布目沢・
円池)

炭谷
一三



鶴田(本村・西村・小泉)

前田
進



二口

稻垣
潔

《大門地区》



加茂・下村三箇

進藤
久司



白石・倉垣小杉・
摺出寺・八講

樋上
豊



小島・中野・若杉・
北野・西園

小川
博行



今開発・本開発・新開発・
赤井・鳥取・南高木・
北高木・小林・八塚

林
康弘



浅井

浅井
満

《下地区》

《大島地区》



農業収入の減収から農家を守ります

NOSAIとやま

富山県農業共済組合

○本 所

富山市安養寺340番地1
電話: 076-461-5333

○高岡地域農業共済センター

高岡市北島325-2
電話: 0766-28-0200

Kubota

株式会社 北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242

小杉営業所 55-0087

農業者年金で安心で豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く

60歳未満

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の
国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金ってなに？

農業者の年金はサラリーマンと違い、公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

2階立て
サラリーマンの年金(厚生年金)
報酬比例部分(老齢厚生年金)
国民年金(老齢基礎年金)

農業者の年金(国民年金のみ)
1階立て
国民年金(老齢基礎年金)

農業者年金のポイント

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント
1

- ・少子高齢化時代に強い、積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で変更できます。
- ・80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金があります。

ポイント
2

一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助

- ・認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。

ポイント
3

保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果！

- ・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ・将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されました
が、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を
示すことが求められていることから、従来の算定方法に
基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

令和5年産分農地参考賃借料(10a当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)
田	1 560kg	6,100円	8,500円
	2 550kg	5,200円	7,300円
	3 540kg	4,700円	6,600円
	4 530kg	4,200円	5,900円
	5 520kg	3,300円	4,600円
	6 510kg	2,300円	3,200円



◎ 農作業標準料金・賃金について

令和5年分～令和7年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備考
賃金	一般作業 8,840円/1日	
	オペレータ作業 1,570円/1時間	
水稻	トラクター 15,500円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機 9,000円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン 26,000円/10a	刈取り、脱穀(粒運搬費含まず)
麦	トラクター 16,500円/10a	耕起、溝切り、播種
	コンバイン 22,200円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター 15,000円/10a	耕起、碎土、播種
	コンバイン 23,600円/10a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金に消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上で設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、令和5年分から令和7年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

J Aいみず野

【農業機械課】

小杉農機センター	55-1765
いみず野農機センター	52-0455
新湊農機センター	82-8530

【車両課】

J Aカーズ!	55-2527
(JAいみず野小杉支店 東隣)	

J Aいみず野 村の駅・農産物直売所

菜っちゃん太閤山店・新湊店
新鮮!旬!がいっぱい!!
毎週土曜日フェア開催中

(お問合せは)
太閤山店 TEL0766-56-1852
新湊店 TEL0766-84-8818
年中無休(年末年始除く)